

# 和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画 変更（案）

平成25年3月

（平成29年11月一部改正）

（令和　年　　月一部改正）

和歌山県

## 目 次

<b>第1.</b>	<b>計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
1.	計画の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
<b>第2.</b>	<b>和歌山県における海岸漂着物等の現状と課題</b>	<b>3</b>
1.	海岸の概要	3
2.	海岸漂着物等の現況	8
<b>第3.</b>	<b>海岸漂着物対策の基本方針</b>	<b>23</b>
1.	海岸漂着物等の円滑な処理の推進	23
2.	海岸漂着物等の効果的な発生抑制	25
3.	海岸漂着物等の普及啓発・環境教育の推進	27
4.	多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	27
<b>第4.</b>	<b>海岸漂着物対策を重点的に推進する区域とその内容</b>	<b>28</b>
1.	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	28
2.	重点区域における海岸漂着物対策の内容	32
<b>第5.</b>	<b>関係者の役割分担及び相互協力に関する事項</b>	<b>35</b>
1.	海岸漂着物対策に関する関係者の役割	35
2.	海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力	36
<b>第6.</b>	<b>海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関して必要な事項</b>	<b>37</b>
1.	モニタリング等の実施	37
2.	災害等の緊急時における対応	37
3.	地域住民、民間団体等の参画と情報提供	37
4.	地域計画の変更	38

### 【用語の定義】

この地域計画において、次に掲げる用語の意義は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律に定めるところによる。

海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等
海岸管理者等	海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策



## 第1．計画の基本的事項

### 1．計画の趣旨

我が国では、国土が海に囲まれている地理的な状況から、海は、古くから海上交通などを利用した産業活動や漁業などの生産活動の場として活用されてきました。また、近年は海水浴やマリンスポーツなどのレクリエーション活動が盛んであり、日常生活において安らぎを与える場としての需要も高まってきています。また、我々の生活の場でもある海岸に接する沿岸域は、多種多様な動植物が生息する場でもあり、陸域からの環境負荷の浄化の場として、水質の改善等、環境保全に大きく寄与しています。

和歌山県においても、全長約651kmの海岸線では古くから地域住民による漁業活動等が行われ、多数存在する景勝地や海水浴場は観光資源として活用され、様々な形で県民に多大な恩恵をもたらしてきました。また、本県の海岸線は典型的なリアス式海岸の岩礁海岸であり、その大部分が国立公園や県立自然公園に指定され、ウミガメなど貴重な動植物の生息が確認されているほか、平成17年には県内外で世界最北のサンゴ群生地として知られる串本沿岸海域がラムサール条約の湿地に登録されるなど、本県にとって、海、海岸はかけがえのない貴重な財産です。

しかしながら、近年、多くのごみ等が海岸に漂着し、漁業活動や景観、海岸機能などへ悪影響を及ぼし、関係者はその対応に苦慮しています。

このような問題は、全国の沿岸部で発生していたことから、国は、平成21年7月、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)を制定するとともに、同法第13条の規定に基づき、平成22年3月に「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を定め、海岸の良好な景観及び環境の保全を目的に、国をはじめとした関係機関等による海岸漂着物対策が進められてきました。

本県においても、貴重な財産である海岸の良好な景観及び環境の保全を目的に、本県の海岸特性等を踏まえ、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づき、平成25年3月に「和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定し、海岸漂着物対策を推進してきました。

平成30年6月には、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等から、海岸漂着物処理推進法が改正されました。これに伴い、令和元年5月には基本方針が変更され、内陸と沿岸の関係主体が一体となって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制する対策を実施すること、漁業者等の協力を得て漂流ごみ等の処理を行うこと、ワンウェイプラスチックのリデュースなどにより廃プラスチック類の排出を抑制することなどが追加されました。

このような状況を踏まえ、和歌山県では地域計画を改正し、引き続き海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保護等、総合的な海岸環境の保全を図ります。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、海岸漂着物処理推進法第14条の規定により和歌山県が策定する地域計画です。

またこの計画は、本県の海岸及びその周辺の特性等を踏まえ、本県における海岸全般における海岸漂着物対策の基本的な方針や、課題解決の方向性を示すものです。その推進にあたっては、関連法令である廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海岸法、循環型社会形成推進基本法、県及び市町村の廃棄物等に係る条例等に基づく各種施策と連携するものです。

## 第2．和歌山県における海岸漂着物等の現状と課題

### 1. 海岸の概要

本県は本州近畿地方に位置し、沿岸部は潮岬以北は紀州灘、潮岬から新宮市までは熊野灘にそれぞれ面しており、海岸線の延長は約651kmになります。海岸の大部分は国立公園や県立自然公園に指定され、多くの貴重な動植物が確認されているほか、史跡、名勝、天然記念物等に指定された海岸や海水浴場、レクリエーション施設等が多数存在し、貴重な観光資源となっています。以下に、本県の海岸における特性を記載します。

#### (1) 自然的特性

本県の海岸線は約半分が自然海岸で占められています。県北部の紀州灘沿岸の一部には砂浜海岸が発達していますが、多くの海岸は急峻な山地が海岸まで迫り、複雑に入り組んだリアス式海岸もしくは岩礁海岸となっています。

#### ① 海流、気候等

一般に、海岸漂着物等は、山から川、そして海へと繋がる水の流れや風の影響で海岸に漂着すると言われています。

和歌山県の沿岸の流れとしては、紀州灘の北部海域には反時計回りの環流が存在しています<sup>1</sup>。一方、南部海域では、沖合の黒潮とその分枝流が特徴的な流れとなっており、分枝流は、黒潮の接岸や蛇行の状況によって大きく変化すると言われています。

和歌山県の気候は、北部は瀬戸内気候区、南部は南海気候区に属しております、1年を通じて温暖な気候にあります。

降水量は、6月(梅雨期)と9月(台風期)に多く、冬に少ない傾向にあります。卓越する風向としては、夏は南寄り、秋～冬～春にかけては北寄りの風となる傾向が見られます。

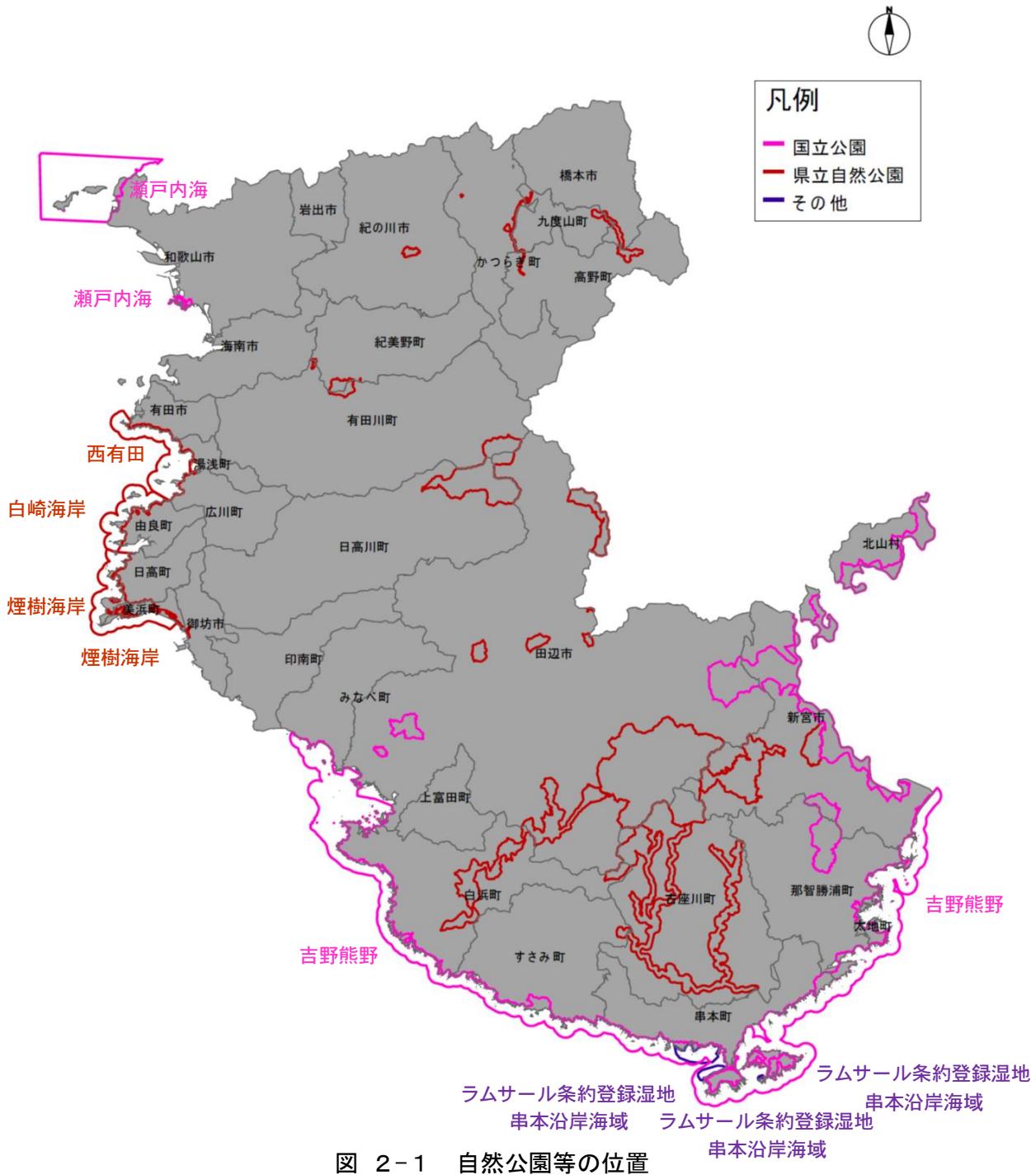
#### ② 国立公園・自然公園等

本県の沿岸域には、図2-1に示すように、多数の自然公園等が指定されています。

国立公園としては瀬戸内海国立公園(和歌山市)及び吉野熊野国立公園(みなべ町～新宮市)の2地域が指定され、県立自然公園としては西有田県立自然公園、白崎海岸県立自然公園、煙樹海岸県立自然公園の3地域が指定されています。

また、串本沿岸海域は、黒潮影響域における最北のサンゴの群生地として知られています。本海域はサンゴ礁域ではないサンゴ群落として重要なことが認められ、平成17年にラムサール条約湿地に登録されています。

<sup>1</sup> 柳哲雄、樋口明生、1979、瀬戸内海の恒流、沿岸海洋研究ノート、Vol.16、第2号、pp.123-127



また、この他、本県の海岸には多数の貴重な動植物が生息しており、植物においては特に南部の崖地の植生に県木指定のウバメガシが見られます。

動物についても、ヨドシロヘリ・ハニミョウなどレッドデータブックに登録されている貴重な昆虫類が生息するほか、みなべ町では本州最大規模のアカウミガメの産卵地も確認されています。

## (2) 社会的特性

本県では、沿岸部周辺の経済活動が活発な状況にあります。漁業においては、那智勝浦町の勝浦漁港では生鮮マグロの水揚量が全国一位、南紀地方で多く漁獲されるイセエビが全国有数の水揚量となっているなど、全国的にみても盛んな状況にあります。

また、多くの名勝や天然記念物が指定されており、海水浴場やダイビングスポットなどのレクリエーション施設とともに、観光面においても重要な資源となっています。

### ① 漁港・港湾施設

海岸線には、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく漁港が94港、港湾法に基づく港湾が15港指定されています。

図2-2にその箇所を示します。

この内、特に和歌山下津港は県内最大の港湾で、和歌山県北部の臨海工業地帯を抱え、生産活動の中心として機能しているほか、物資流通の拠点としても重要な位置にあります。

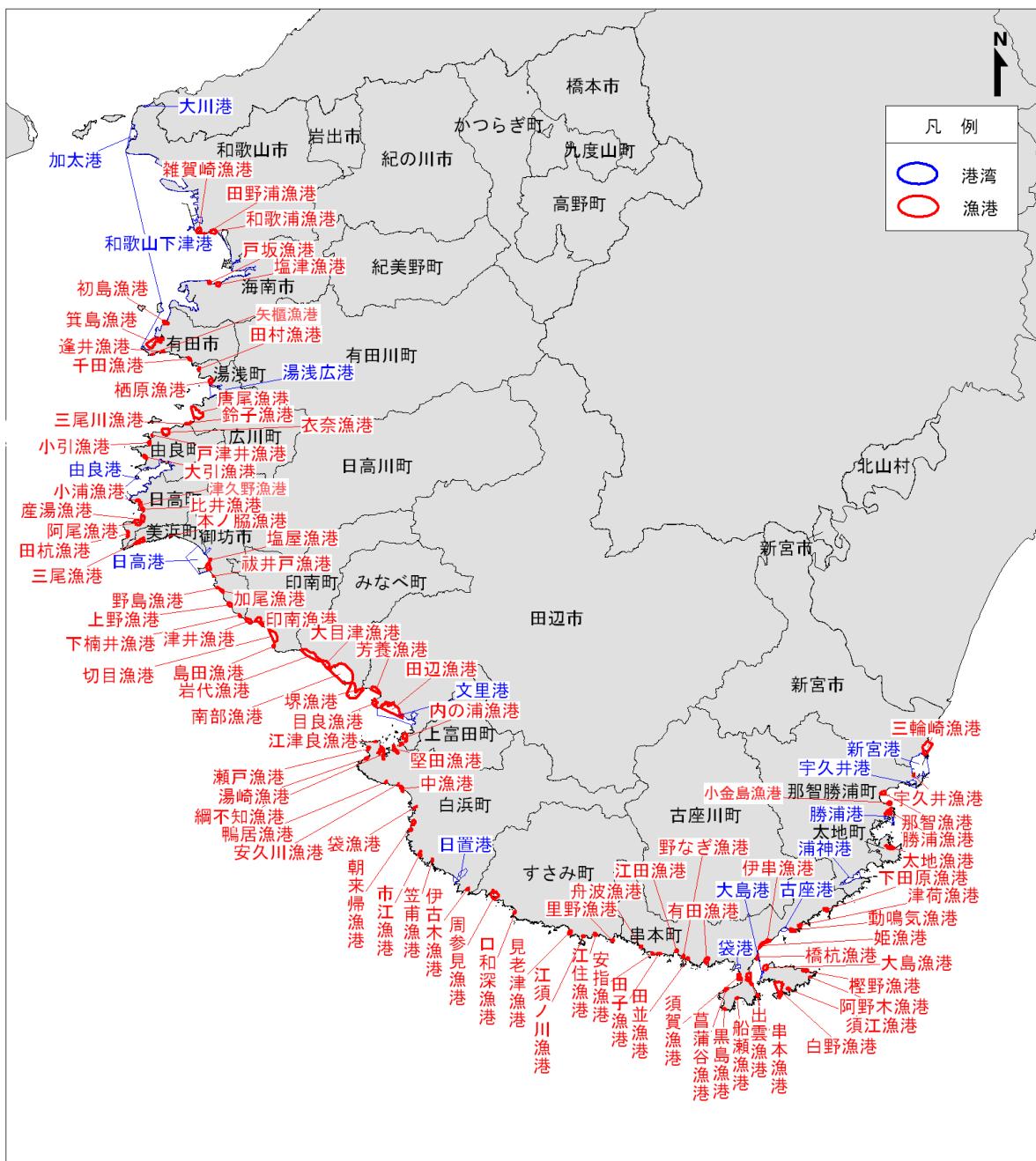


図 2-2 漁港・港湾施設の位置

## ② 海水浴場

本県には海水浴場が多数存在し（図2－3）、この内、波早海水浴場、片男波海水浴場（共に和歌山市）、白良浜海水浴場（白浜町）、橋杭海水浴場（串本町）、那智海水浴場（那智勝浦町）は環境省が選定した『快水浴場百選』に選ばれています。代表的な海水浴場の利用者数は令和5年度の実績で約72万人となっており（表2－1）、重要な観光資源となっています。

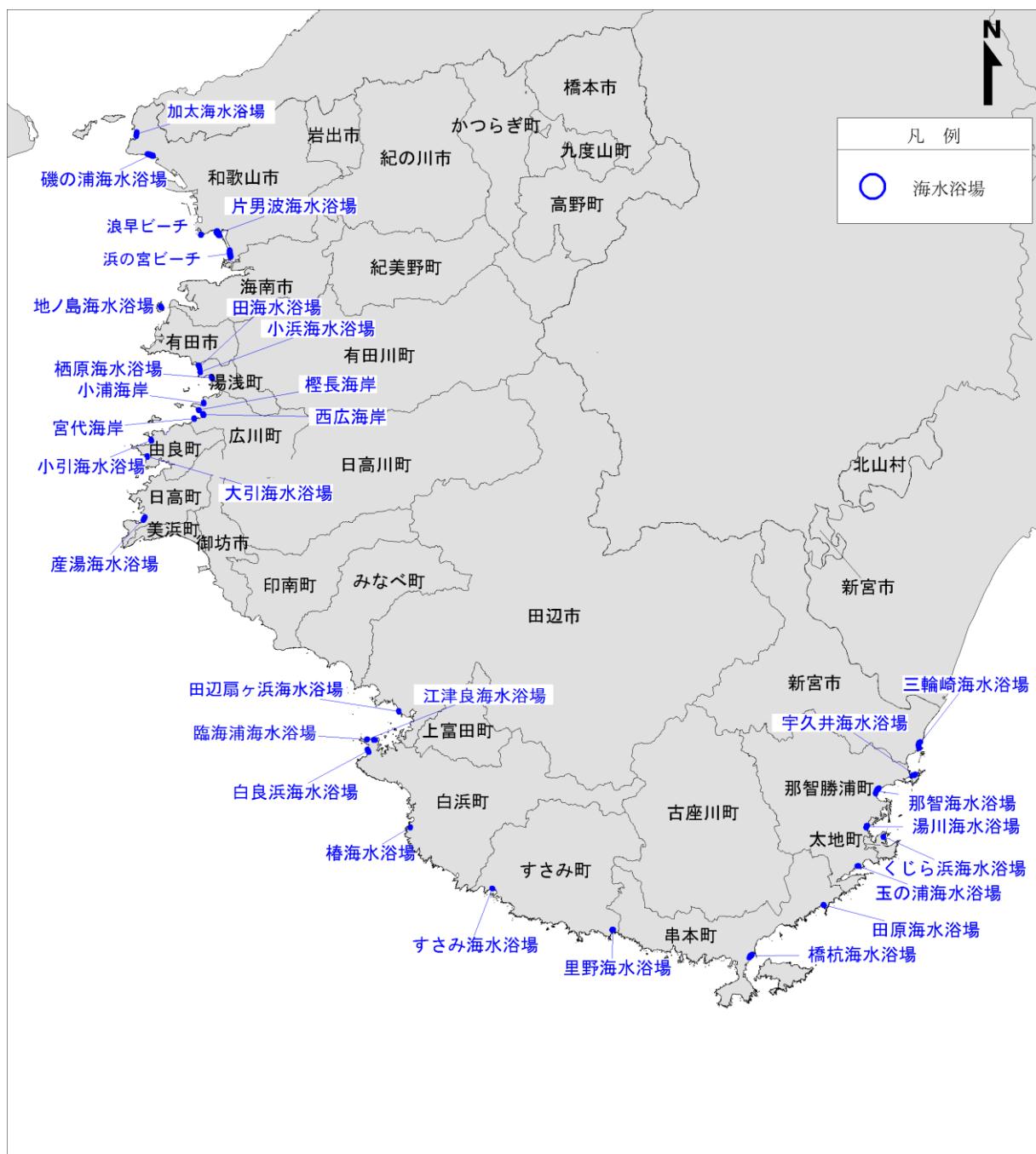


図2－3 海水浴場の位置 \*1：上記図海水浴場は各市町等のホームページから抜粋（計31箇所）

表 2-1 代表的な海水浴場の利用者数（令和5年度）

海水浴場名	市町名	利用者数(万人)
磯の浦	和歌山市	41.0
地ノ島	有田市	0.4
産湯	日高町	1.7
田辺扇ヶ浜	田辺市	5.5
白良浜	白浜町	19.8
すさみ	すさみ町	0.9
橋杭	串本町	1.5
那智	那智勝浦町	0.6
くじら浜	太地町	0.4
三輪崎	新宮市	0.1
計		71.9

### ③ ダイビングスポット、マリーナ、レジャー施設等

海水浴の他にも、沿岸部でのマリンスポーツ等が活発であり、多数のレジャースポットが存在します。プレジャーボート等の係留地となるマリーナは県北部に、サンゴ礁を中心としたダイビングスポットは県南部に位置する傾向にあります。

その他にも、和歌山市の雜賀崎や白浜町の千畳敷などの景勝地やサーフポイント、キャンプ場が点在し、レクリエーションの場として活用されています。

### ④ 史跡、名勝、天然記念物

沿岸部には数多くの文化財が所在し、このうち重要なものについては文化財保護法に基づき、史跡、名勝、天然記念物に指定され保護されています。

主なものとしては国指定史跡の広村堤防（広川町）、樅野崎灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡（串本町）、国指定名勝の和歌の浦（和歌山市）、国指定名勝・天然記念物の神島（田辺市）、橋杭岩（串本町）、県指定史跡の明恵上人遺跡刈藻島（湯浅町）、県指定名勝・天然記念物の千里の浜（みなべ町）、県指定天然記念物のヨドシロヘリハシミョウ生息地（白浜町）等があります。これらの指定地では、保存を図るとともに、積極的な活用事業が行われており、多くの観光客が訪れる場ともなっています。

## 2. 海岸漂着物等の現況

海岸漂着物の種類については、その多くは流木や灌木ですが、陸域で発生し河川などを通じて流出した生活系ごみや事業系ごみなどもあります。海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物等の量や質等に係る表2-2の調査結果等から、本県の海岸漂着物問題の現状や特性について分析しました。

表 2-2 各種調査結果

調査実施主体	調査報告	備考
和歌山県	和歌山県海岸漂着ゴミ等実態調査	平成 22 年 12 月～平成 23 年 3 月、同年 8 月～9 月実施
環境省	漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査統括検討会報告書	平成 21 年 3 月報告
和歌山県	和歌山県海岸漂着物組成調査	令和 2 年～令和 5 年実施

### (1) 海岸漂着物等の現状

本県の海岸漂着物等の現状を把握するために、本県海岸線を航空機によって写真撮影し、沿岸の海岸漂着物等の分布状況を調査しました。また、より詳細に分析を行うため、沿岸市町から 2 ないし 3 の海岸を調査地点として選定し、夏季及び冬季の 2 回、海岸漂着物等の量、質等について調査を実施しました（以下、「海岸漂着ゴミ等実態調査」といいます）。

また、令和 2 年度から友ヶ島（沖ノ島）及び加太海岸の 2 地点において、海岸漂着物の組成調査を実施しています。

これらの調査結果により、本県の海岸漂着物等については下記の傾向が見られました。

#### ① 和歌山県海岸漂着ゴミ等実態調査

##### ア. 海岸漂着物等の分布状況について

航空写真により海岸漂着物等の分布状況を調査しました。調査方法は、環境省の『漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書（平成 21 年 3 月）』に基づき、航空写真をもとに行いました。推計方法は、航空写真で識別できる海岸漂着物等について、海岸線方向に 10 mあたりの量を、ごみ袋（実容量 20 L）換算で「8 袋以上」「1 袋以上 8 袋未満」「1 袋未満」の 3 段階で評価しました（ごみ袋による海岸漂着物等（かさ容量）の評価基準は表 2-3 のとおりとなります）。

表 2-3 海岸漂着物等（かさ容量）の評価基準（海岸線 10 mあたり）

ごみ袋の数量(目安)	かさ容量(目安)	備考
8袋以上	160L以上	ドラム缶 1 個以上
1袋以上～8袋未満	20L以上～160L未満	ポリタンク 1 個～8 個程度
1袋未満	20L未満	航空写真で識別できるごみはほとんど見当たらない状態

本県の海岸漂着物等の分布推計結果を図 2-4 に示します。特に海岸漂着物等が多い海岸は、和歌山市友ヶ島、串本町大島の北側で、これらの海岸では流木の他、発泡スチロール製ブイや廃プラスチック類等が集積しています。また、この 2箇所以外にも、海岸漂着物等が多く集積している箇所（ごみ袋換算で 8 袋以上）が県内各地に点在しています。

ただし、この結果は、調査を行った平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月にかけての海岸漂着物等の分布状況であり、環境省が行った「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル

調査」では海岸漂着物等は季節的な影響を受ける可能性が指摘されているほか、各地で行われている海岸清掃により状況が変化すると考えられます。



図 2-4 海岸漂着物等の分布状況（全体図：H22年12月～H23年1月）

#### イ. 海岸漂着物等の質について

海岸漂着ゴミ等実態調査において、回収された海岸漂着物等を分類し、その質について分析しました。海岸漂着物等を、灌木や流木などの自然物とプラスチックや発泡スチロールなどの人工物とに分類した結果、各市町における海岸漂着物等の組成割合は図2-5のとおりとなりました。

このうち、特に自然物については、多くの調査地点で灌木が多い傾向にあり、人工物については、プラスチック類が多く、次いで発泡スチロールが多い傾向にありました。その他、一部市町では漁業等で使用されたと考えられる漁網やロープ等が確認されています。

これらの結果から、灌木など自然物由来の漂着物の適正な処理や、生活系ごみや漁業系ごみの発生抑制対策を実施することが必要と考えられます。

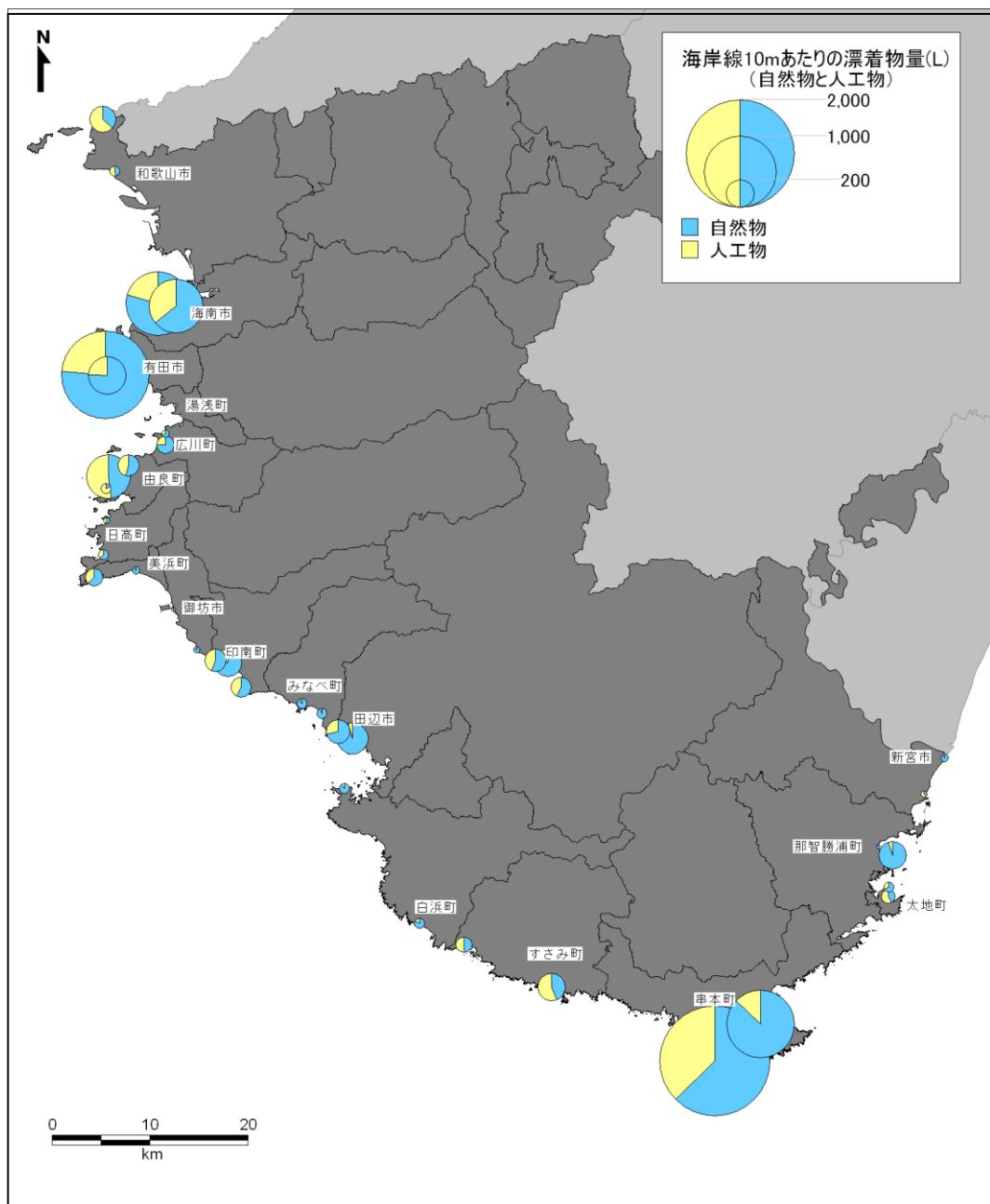


図 2-5 (1) 和歌山県における海岸漂着物等の質（自然物・人工物 冬季）

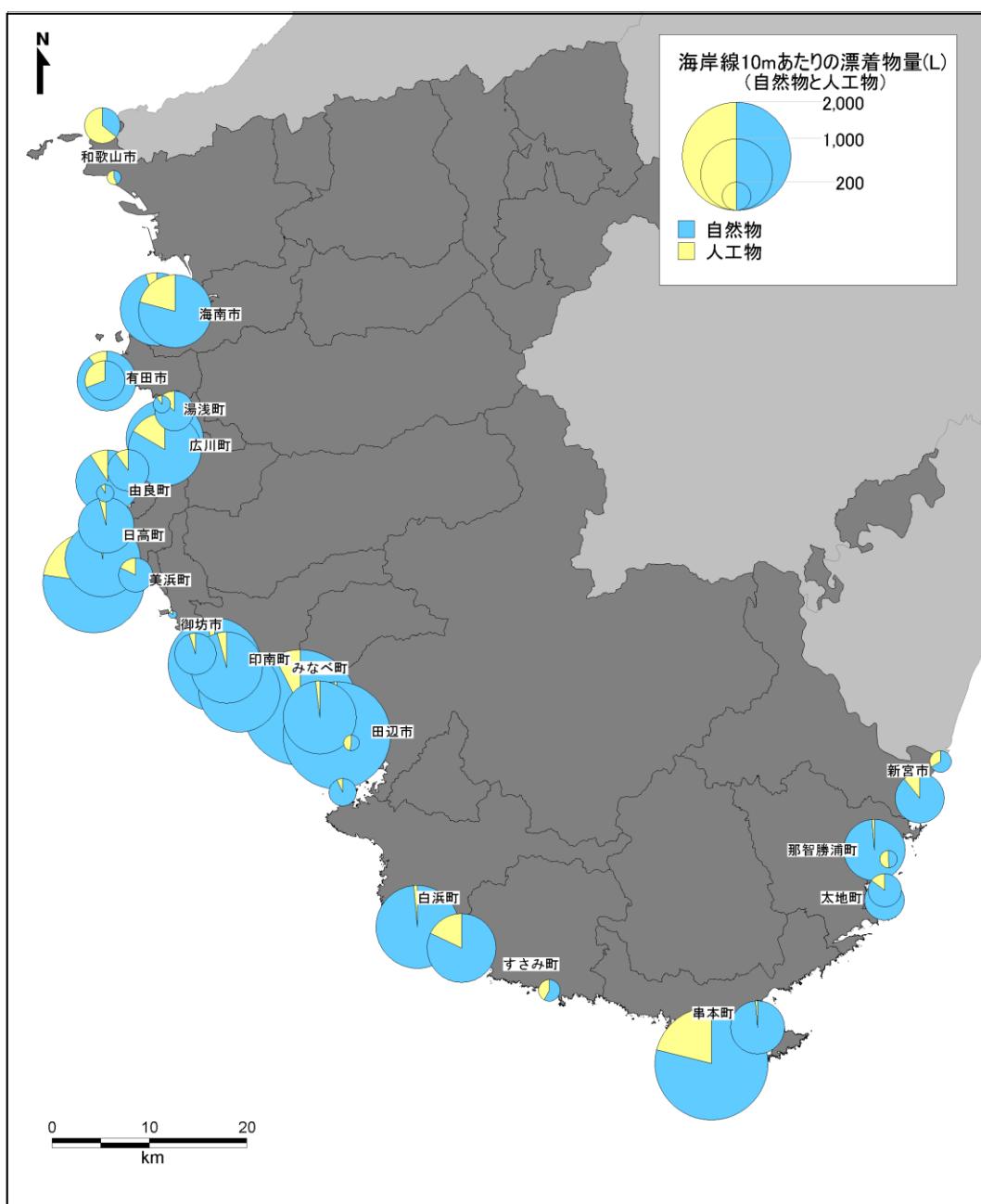


図 2-5 (2) 和歌山県における海岸漂着物等の質（自然物・人工物 夏季）



図 2-6 海岸漂着物等の状況写真

#### ウ. 海岸漂着物等の量について

海岸漂着ゴミ等実態調査において、海岸漂着物等の質（組成割合等）分析と併せて、海岸漂着物等の量の推計を行いました。

各市町で回収された海岸漂着物等の量の調査結果と、海岸線の長さをもとに推計した海岸漂着物等の推計総容量を表2-4に示します。（冬季調査期間：平成23年2月27日～3月11日、夏季調査期間：平成23年8月30日～9月13日）。

上記の結果から、海岸漂着物等の推計総量については、冬季よりも夏季の方が多いという結果が出ています。なお、夏季の調査については、一部市町においては平成23年9月6日以降に実施されており、本県に多大な災害を及ぼした平成23年台風第12号の影響が少なからずあると推測されます。環境省が平成22年度に串本町で実施した『平成21・22年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査』においても夏季から秋季にかけて海岸漂着物等の量が増加しているといった類似した傾向が示されており、海岸漂着物等の量については、夏季における海水浴場の利用者増加や、秋季にかけては台風等の影響により雨量が増大するなど、社会的要因や自然的要因の影響により、季節的な変動があると推測されます。

これらのことから、海岸漂着物対策を効率的に実施するためには、海岸清掃や回収時期等を計画的に設定することなどが考えられます。

表 2-4 和歌山県内の海岸漂着物量の推定結果

	市町名称	海岸線長(km) *1	海岸線 20mあたりの漂着 物の容量(L)*2		自然物(m <sup>3</sup> )		人工物(m <sup>3</sup> )		各市町における海岸漂着 物の総容量(m <sup>3</sup> )	
			冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季
1	和歌山市	68	196	325	257	411	414	702	671	1,113
2	海南市	41	1,317	1,877	1,977	3,362	735	502	2,712	3,864
3	有田市	25	1,607	961	1,547	1,010	491	209	2,038	1,219
4	湯浅町	9	11	398	3	152	2	22	5	174
5	広川町	14	101	2,007	51	1,278	20	126	71	1,404
6	由良町	33	512	1,163	268	1,153	292	118	560	1,271
7	日高町	27	42	1,593	33	2,049	23	70	56	2,119
8	美浜町	12	103	1,944	42	916	20	261	62	1,177
9	御坊市	14	19	371	9	241	4	13	13	254
10	印南町	11	384	3,459	96	1,205	46	74	142	1,280
11	みなべ町	13	65	3,033	40	1,921	3	117	44	2,038
12	田辺市	30	350	1,926	443	2,773	74	69	516	2,842
13	白浜町	74	58	1,331	186	4,849	30	101	216	4,949
14	すさみ町	41	243	970	227	1,580	274	419	500	1,999
15	串本町	124	2,722	2,615	11,755	13,457	5,086	2,720	16,841	16,177
16	太地町	19	78	565	37	468	35	58	73	527
17	那智勝浦町	55	184	771	478	1,981	25	127	503	2,108
18	新宮市	10	36	589	13	254	6	46	18	299
	総計 *3	620	8,027	25,896	17,462	39,061	7,578	5,753	25,040	44,814

\*1: 第5回自然環境保全基礎調査 海岸調査(環境省 1998)結果から、自然海岸、半自然海岸、人工海岸を合計した値（※ただし、河口部を含まない）

\*2: 各市町で 10m の海岸線を 2箇所で海岸漂着物等の量を計測している。印南町と由良町では 3箇所の調査結果を用いているため 30m の漂着物の容量となっている。

\*3: 各市町における海岸漂着部の総容量(m<sup>3</sup>)は、四捨五入の関係により自然物と人工物の合計と一致しない場合がある。

## エ. 海岸漂着物等の発生源

海岸漂着ゴミ等実態調査において、回収したライター、ペットボトルの標記内容から、発生場所を推定しました。その結果から、一部には海流の影響から、瀬戸内海に面する他府県由来のごみや、本県南部では海外由來のごみも漂着していると推測されます。

また、図2-7に示すように、河川等ではごみが不法投棄されており、これらは河川を通じて海岸へ漂着する可能性が高いため、パトロール等による不法投棄防止や、定期的な清掃活動等、海岸漂着物等の発生を抑制する取組が必要になります。



図 2-7 河川の漂着物の状況写真

## ② 和歌山県海岸漂着物組成調査

本県では令和2年度から、環境省の定める「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」を参考に、2か所の海岸（友ヶ島（沖ノ島）及び加太海岸）で海岸漂着物の組成調査を実施しています。

令和2年度から令和5年度の調査の結果、友ヶ島（沖ノ島）では図2-8に示すように、重量ベースで灌木や流木といった自然物が77.7%を占めており、人工物は22.3%となっています。人工物の中では、木（木材等）が46.7%、プラスチックが31.6%、ガラス・陶器が6.9%を占めています。

また、加太海岸では図2-9に示すように、重量ベースで人工物が54.2%、自然物が45.8%となっています。人工物の中では、ガラス・陶器が38.6%、木（木材等）が37.2%、プラスチックが15.0%を占めています。

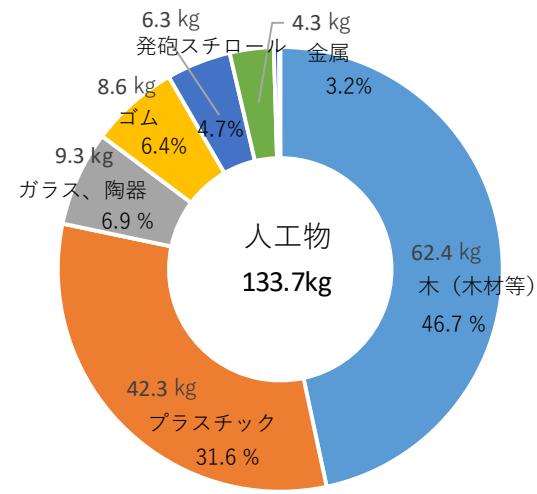
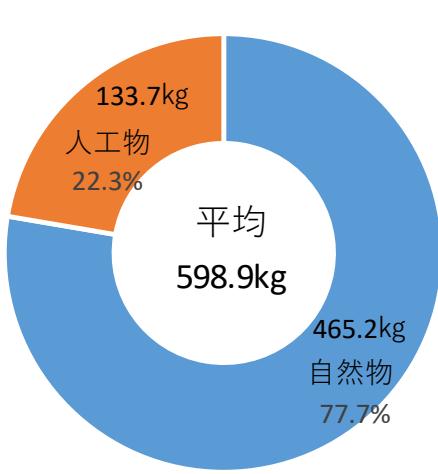


図 2-8 友ヶ島（沖ノ島）の漂着ごみの組成（重量ベース：令和2年度から令和5年度の4年間の平均）

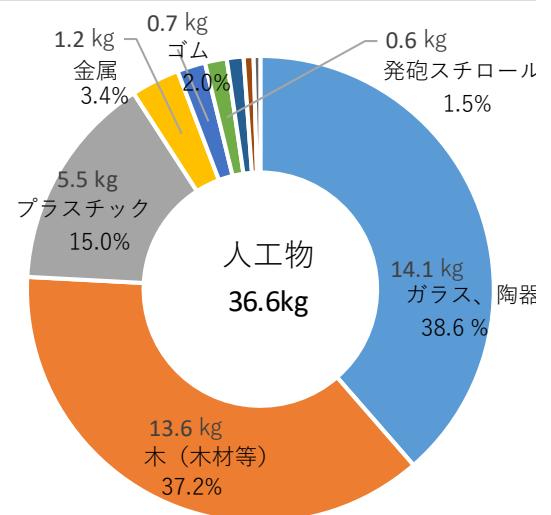
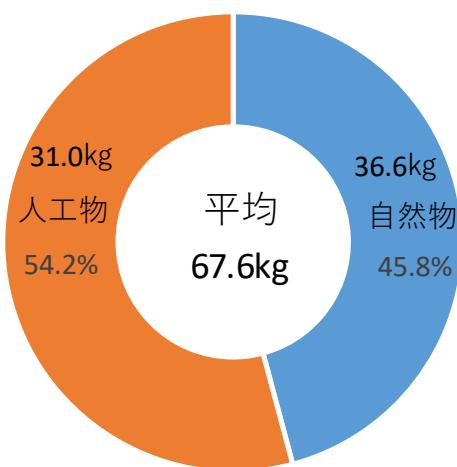


図 2-9 加太海岸の漂着ごみの組成（重量ベース：令和2年度から令和5年度の4年間の平均）

## (2) 被害の現状

本県における海岸漂着物等による被害状況や、回収・処理活動等の実施状況等を把握するため、沿岸市町を対象にアンケート調査（令和6年8月）を実施しました。その結果、海岸漂着物等による被害や問題点について集計した結果を図2-10に示します。

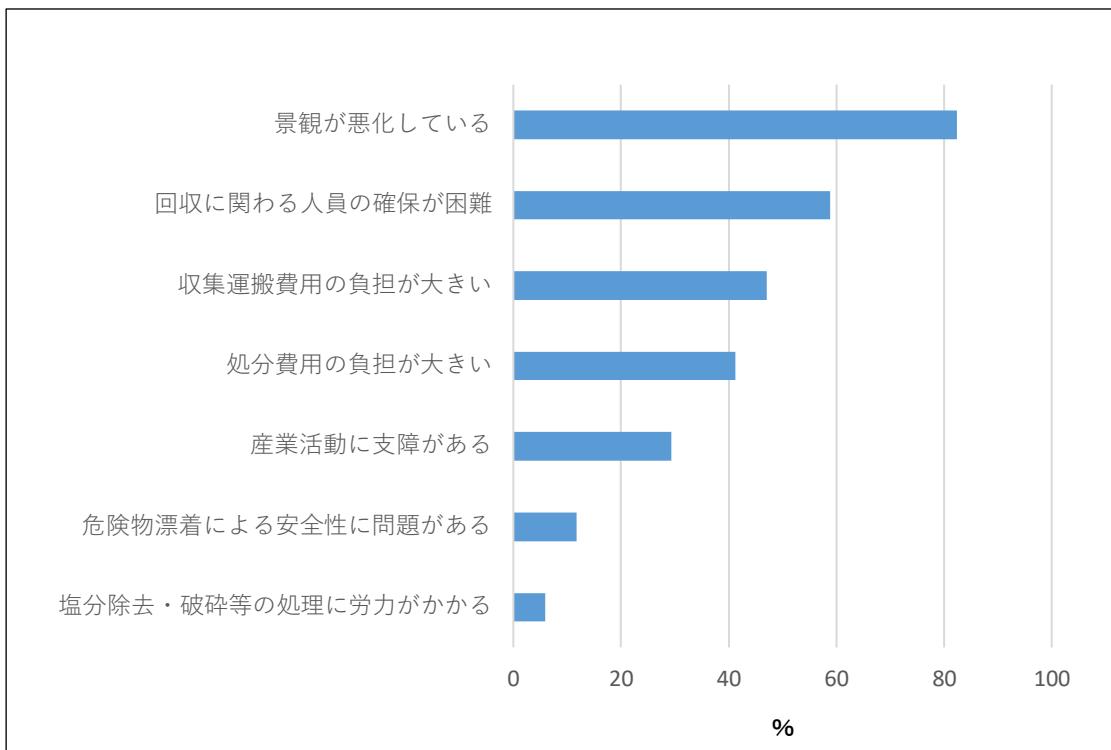


図 2-10 アンケート集計結果（複数回答）

本県では海岸を観光面や産業面など様々な面で資源として活用していますが、海岸漂着物等が集積することで資源としての価値の低下を招き（例：景観の悪化、漁業活動への支障）、それを避けるために行われる海岸漂着物等の処理には、以下の問題が生じています。

- ・海岸漂着物等自体が塩分を多分に含み、各市町の焼却施設によっては焼却炉を傷める。
- ・海岸漂着物等のうち、流木等は大型のものも多く、焼却に適した大きさに破碎する前処理に人的労力を要する。
- ・景観上の理由から海岸に漂着した海藻等を処理する際には、可燃ごみとして乾燥させる必要がある。
- ・ペットボトルなど通常リサイクルされるごみが、傷みの激しさからリサイクル資源として活用できない。

### (3) 海岸漂着物等の回収・処理の現状

海岸漂着物等の回収を行う沿岸市町に対し、海岸漂着物等の回収・処理に関して（2）同様、アンケート（令和6年8月）を実施しました。

#### ① 回収方法

海岸清掃の実施主体と海岸清掃が行われた海岸数について、沿岸市町が把握している情報と和歌山県海岸漂着物地域対策推進事業の実施状況から表2-5に示します。海岸清掃は、海岸管理者となる沿岸市町や県が主体的に実施する場合もありますが、ボランティアサークル、企業、漁業協同組合などがボランティアとして清掃活動を行い、市町が処理を行うといった官民が連携して実施する場合もあります。

県では、令和2年度から県民及び県内事業者の自主的な清掃活動を促進することを目的に、「わかやまごみゼロ活動応援制度」を実施しています。制度開始以降、県が認定した活動は表2-6に示すとおりであり、地域や企業などで実施する多くの清掃活動をわかやまごみゼロ活動として認定しています。

表 2-5 海岸清掃の実施主体と実施した海岸数（令和5年度）

海岸清掃の実施主体		実施した海岸数	備考
地方公共団体	沿岸市町	18	
	県	10	
	教育委員会	1	
教育機関	学校	3	
国	自衛隊	1	
民間団体等	ボランティアサークル	21	
	企業	6	
	漁業協同組合・漁業関係団体	5	
	観光協会	3	
	商工会	3	
	サーフィンクラブ	3	
	自治会・公民館	3	
	農業協同組合	2	
	その他	7	ロータリークラブ、自動車整備振興会、理美容組合、環境保全協議会、青少年育成会議、宗教団体
総計		86	

表 2-6 わかやまごみゼロ活動の認定状況（令和2～5年度）

年度	認定活動数	うち海岸での活動数
令和2年度（6月～）	18	11
令和3年度	37	13
令和4年度	42	15
令和5年度	37	16

## ② 回収理由

海岸漂着物等の回収理由の集計結果について、図2-1-1に示しました。回収の理由としては「自然環境の保全」と「環境保全の啓発」で半数を占めています。次いで「観光地」、「海水浴場」、「漁業環境保全」が続き、これに「地元企業からの要望」を合わせた観光・産業等の経済活動上の理由が全体の約3割を占めています。これらのことから、環境保全と経済面・産業面の両方から海岸漂着物等の回収が行われていることが窺えます。

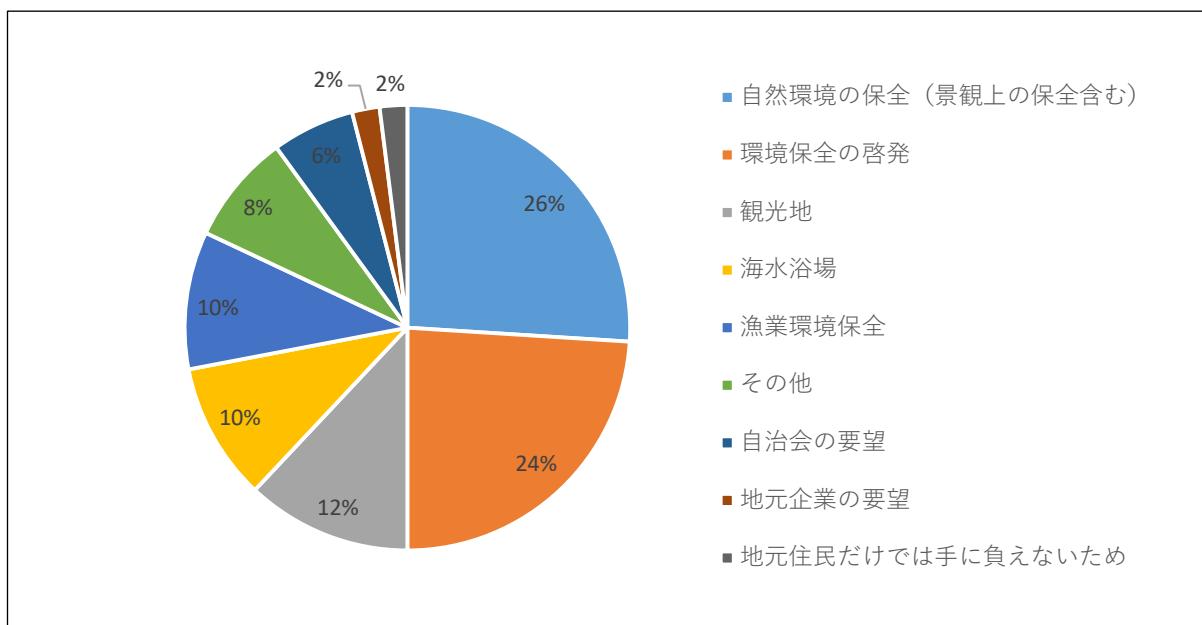


図 2-1-1 回収の理由 (複数回答)

## ③ 処理

回収された海岸漂着物等の処理は、大部分が沿岸市町の廃棄物処理施設で行われ、一部の処理困難物については、民間の廃棄物処理施設で行われています。

## (4) 海岸漂着物等の発生抑制対策の現状

沿岸の市町（18市町）及び流域の市町村（12市町村）において、海岸漂着物等の発生抑制対策にかかる事例についてアンケート（令和6年8月）を実施しました。

### ① 発生抑制対策事例

発生抑制対策の事例を表2-7に示します。

表2－7 発生抑制対策の事例

実施市町村	事例
和歌山市	・「リフレッシュ瀬戸内事業」として、住民、民間企業、官公庁が参加した海岸清掃活動の実施
海南市	・出前講座による環境教育 ・ホームページ等での広報（海ごみゼロウィーク、環境の日等） ・市民と市職員による海岸清掃活動の実施
橋本市	・看板の配布 ・不法投棄者が特定できた場合の指導
有田市	・清掃活動イベントの実施 ・市内小学校への出前講座の実施 ・ホームページや広報誌を活用した啓発
田辺市	・清掃活動イベントの実施 ・田辺市美化連絡協議会による不法投棄に関する啓発チラシの配布
岩出市	・清掃活動イベントの実施
高野町	・小学生への環境教育
有田川町	・清掃活動イベントの実施
美浜町	・広報誌を活用した啓発
印南町	・清掃活動イベントの実施
みなべ町	・ホームページでの啓発
日高川町	・不法投棄防止カメラの設置 ・看板の設置
白浜町	・不法投棄パトロールの実施 ・不法投棄抑制啓発看板の設置 ・不法投棄の回収
すさみ町	・清掃活動イベントの実施
那智勝浦町	・定期的（月1回）な港湾清掃の実施
北山村	・村内一斉清掃の実施 ・ごみの散乱防止に向けた広報

アンケートの結果、本県ではホームページや広報誌を活用した啓発、出前講座などの環境教育、河川域や海岸での清掃活動、監視カメラやパトロールによる不法投棄対策など様々な手法により海岸漂着物等の発生抑制対策が実施されています。一方で、人員不足や情報不足などの理由により発生抑制対策に取り組めていない自治体もあり、海岸を有する地域のみならず、全ての地域において共通の課題であるとの認識にたって、効果的な発生抑制対策に取り組む必要があります。

## (5) 海岸漂着物対策の現状と課題

上述のアンケート調査結果等を踏まえ、本県における海岸漂着物等の課題を以下に示します。

### ① 海岸漂着物等の回収に関する課題

海岸漂着物等が大量に発生した場合、観光業等への影響や、海岸漂着物等の再漂流による漁業活動への影響が懸念されるため、迅速に回収処理を行うことが必要となります。そのためには、海岸管理者、市町、地域住民等の協力体制の構築が重要となります。

また、地域住民や民間団体等により海岸清掃が定期的に行われている海岸も多く、これらボランティアによる活動は、海岸の清潔保持のみならず、海岸漂着物等の処理を行う行政機関の財政負担軽減といった面でも恩恵をもたらしており、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で、必要不可欠となっています。そのため、ボランティアによる海岸清掃が、今後も継続的に行われていくような支援が重要となります。

### ② 海岸漂着物等の処分に関する課題

海岸漂着物等の処分は、市町が通常のごみ処分と併せて行っているケースが多いですが、回収される海岸漂着物等の中には、市町の廃棄物処理施設では受入が困難な処理困難物（タイヤ、大型の流木等）もあり、その処分にあたっては受入前の処理（破碎等）や廃棄物処理業者への委託が必要となっています。このような処理困難物の処分について、処理体制の構築が重要となります。

### ③ 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題

海岸漂着物等のうち、廃プラスチック等人工物については、海岸利用者から発生したものもあれば、陸域から河川に移動し、海岸に漂着したものも含まれています。海岸漂着物等の発生抑制対策として、海岸漂着物等になる可能性のあるごみ等の適正処理推進、不法投棄等ごみの不適正処理の未然防止、3Rの推進等の取組により、ごみそのものの発生抑制をいかにして図っていくかが重要となります。

### ④ 海岸漂着物問題に係る普及啓発・環境教育に関する課題

海岸漂着物等には日常生活に伴って生じた生活系ごみが多く含まれているため、海岸漂着物対策として、ごみの適正処理（ポイ捨て防止も含む）や、3Rの推進によるごみの減量等の普及啓発や環境教育が果たす役割は大きいと考えられます。県下全域で、海岸漂着物問題について、子供から大人まで広く認識できる、分かりやすい普及啓発及び環境教育を行うことが重要です。

また、事業活動により生じたごみに関しても、伐採した灌木等や、不適正処理された事業活動の用具（漁具など）が海岸漂着物等になることを防ぐため、関係者への普及啓発等も必要です。

## 第3．海岸漂着物対策の基本方針

本県では古くから海からもたらされる恩恵を享受してきました。この恩恵を県民が将来に渡り享受できるように、良好な景観及び海岸の保全を図る必要があります。

本県の美しい山河と豊かな海を守っていくためには、沿岸地域のみならず、県下全域において海岸漂着物等の発生抑制に関する取組を行っていくことが必要です。また、国、県、市町村、海岸管理者等の関係行政機関での取組だけでは限界があるため、地域住民や民間団体等の協力が必要不可欠です。

そのため、県民一人ひとりが海岸漂着物問題に関する理解を深め、本県にとって海及び海岸がかけがえのない貴重な財産であることを再度認識し、県全体で海岸漂着物対策に取り組み、海岸の良好な景観及び環境の保全を目標とします。

以下に、海岸漂着物処理推進法及び同法基本方針を踏まえた本県の海岸漂着物対策に関する基本方針を示します。

### 1. 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

本県では、関係行政機関や地域住民、民間団体等によって、海岸漂着物等の回収・処理の取組がなされています。しかし、海岸漂着物等は継続的に発生し、処理しきれない量と質の海岸漂着物等が集積している状況です。海岸漂着物等の回収・処理を継続的且つより円滑に実施していくために、海岸管理者、市町、地域住民、民間団体、漁業者等、海岸漂着物等に関わる多様な主体同士の連携・協働体制を確保し、海岸の良好な保全に努めます。

#### (1) 海岸管理者等の処理の責任等

##### ① 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、管理する海岸が清潔に保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。（1）及び（2）において同じ。）の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めます。

##### ② 市町の協力

市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者（占有者がいない場合は管理者）に協力します。（市町の協力例としては、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等のうち、市町で処理可能なものについて廃棄物処理施設に受け入れて処分すること等。）また、市町は、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努めます。

## (2) 市町の要請

市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因し、地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認める時は、海岸管理者等に対して、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請します。

市町から海岸管理者等に対して要請があった場合は、海岸管理者等は、その内容を検討し、必要があると判断する場合には海岸漂着物等の処理のため適切な措置を講じます。

## (3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

### ① 他の都道府県への協力の求め

県は、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認める時は、海岸管理者等の要請に基づき、または海岸管理者等の意見を聴いて、当該都道府県知事に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求めます。

### ② 他の都道府県への協力

県は、他の都道府県から海岸漂着物対策に係る協力を求められ、必要があると判断した場合には、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のため所要の措置を講じます。

## (4) 漂流ごみ等の円滑な処理

漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国及び地方公共団体等が、互いに連携・協力を図りつつ、日常に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努めます。

## (5) 海岸漂着物等の適正処理等

### ① 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や市町は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、適正に収集、運搬、処分を行います。

また、海岸漂着物等が不法投棄により生じたものであって、原因者が特定可能な場合については、県及び市町村は、廃棄物処理法等の規定に基づき、当該原因者の責任において処理が図られるよう必要な措置を行います。

### ② 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

県及び市町村は、海岸漂着物等が存在することにより、地域環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合で、特に必要があると認める時（洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、国の災害関連制度を活用し処理を行う必要がある場合等）は、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めます。

## 2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物等の対策には、海岸漂着物等の円滑な処理と併せて、海岸漂着物等そのものを発生させない取組も重要となります。

海岸漂着物等は流木等のように自然に発生するものもあれば、県民の日常生活や事業活動に伴って生じるものも少なくありません。これらは山、川、海へつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであるため、沿岸地域のみならず、県下全域で海岸漂着物等が発生しないよう取り組む必要があります。

このことを踏まえ、以下の方針で海岸漂着物等の発生抑制推進に取り組みます。

### (1) 3 R の推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民の日常生活や事業活動に伴って発生したごみ等に起因するものが少なくありません。

このため、県及び市町村は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する基本原則に基づき、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による循環型社会の形成を通じて、海岸漂着物等になる可能性のあるごみ等の発生抑制に努めます。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出が抑制されるように努めます。

### (2) マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックは、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、また回収・処分が困難であることから、海域に流出しないよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品への使用や廃プラスチック類の排出を抑制することが対策の要です。

事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めます。

また、国が実施するマイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置等についての実態調査など、マイクロプラスチック対策の情報収集に努め、市町村などと情報共有を図ります。

### (3) 発生の状況及び原因に関する実態調査

#### ① 海岸漂着物等に関する調査

県及び市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため、必要な調査を行うよう努めます。

#### ② 情報の共有

県及び市町村は、海岸漂着物等に関する調査結果等について、関係者間で情報を共有す

るとともに、インターネット等を活用して積極的に県民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るよう努めます。

また、海岸漂着物等の実態に関する民間団体等や学識経験者による調査活動の結果を収集・整理することで、施策に活用するように努めます。

#### (4) ごみ等の適正な処理等の推進

海岸漂着物等の発生抑制を図るためにには、海岸漂着物等になる可能性のあるごみ等の適正処理が欠かせません。

県民は、生活系ごみの減量化やリサイクル製品の使用等の取組により、日常生活に伴つて生じるごみ等の発生抑制に努めるとともに、生じたごみ等について、リサイクルのための分別収集に協力する等、ごみ等の適正処理を通じて、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

また、事業者は、事業活動に伴つて海岸漂着物等が発生することがないように、3Rを積極的に行い、できるだけごみ等が発生しないように取り組むとともに、発生したごみ等を適正に処分し、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

#### (5) ごみ等の投棄の防止

海岸漂着物等の発生抑制を図るためにには、沿岸のみならず、陸域や河川域を含めた県下全域において、ごみ等の不法投棄・ポイ捨てを防止する取組を行うことが重要になります。

県及び市町村は、廃棄物処理法等に基づき、パトロール等の監視活動によるごみ等の不法投棄抑制や早期発見、ごみ等のポイ捨て禁止等を掲げた警告看板の設置等、不法投棄防止に関する規制措置を適切に実施し、ごみ等が不法投棄・ポイ捨てされない地域環境の創出に努めます。

また、県及び市町村は、海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨てが海洋汚染を引き起こすこと、特に廃プラスチック類がマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等を県民に周知することなどにより、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るように努めます。

県では、令和2年3月に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例（令和2年和歌山県条例第13号）」を制定し、同条例に基づきごみの散乱の防止に関する県民の理解を深めるため、必要な教育及び啓発を行うとともに、屋外でごみの投棄が行われないよう監視を実施し、ごみの散乱防止を図ります。

#### (6) ごみ等の水域への流出又は飛散の防止

海岸漂着物等には、市街地を始め、森林、農地、河川、海岸等の土地から、河川等の水域を経由して海に流出又は飛散するものが含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制のためには、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって取り組むことが重要です。

このため、県民や事業者は所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないように、所持する物や管理する土地を適正に維持・管理等するよう努めます。

また県及び市町村は、土地の占有者又は管理者に対して、土地の適正な管理等に関し、必要な助言・指導を行うよう努めます。

### **3. 海岸漂着物等の普及啓発・環境教育等の推進**

海岸漂着物等の発生には、県民の日常生活や事業活動に伴って生じるものが少なくありません。県及び市町村では、県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題について理解を深め、自らが当事者の一部であることを認識し、海岸漂着物対策に係る活動に対して自主的且つ積極的な参加が図られるよう、海岸漂着物等に関する普及啓発並びに環境教育及び消費者教育の推進に努めます。

#### **(1) 普及啓発・環境教育等の推進**

県及び市町村は、広報活動等を通じた普及啓発や環境教育・消費者教育を推進し、県民や事業者の海岸漂着物問題についての理解を深め、海岸漂着物対策に関する取組への自主的な参加を促進するよう努めます。

#### **(2) 民間団体等との連携**

民間団体等は、ボランティアによる海岸清掃や、海岸利用者に対する普及啓発など、多様な活動を行っています。県及び市町村は、普及啓発や環境教育の実施に際し、民間団体等と連携して、民間団体等が有する知見やネットワークを活用し、効果的な普及啓発及び環境教育を図ります。

### **4. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保**

海岸漂着物等の対策については、国、県、海岸管理者等、市町村、地域住民、民間団体等といった多様な主体が関わります。効率よく且つ円滑に海岸漂着物対策を推進するため、それぞれの立場から積極的に取組を行うとともに、互いに連携・協力し、取り組んでいきます。

## 第4．海岸漂着物対策を重点的に推進する区域とその内容

### 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

#### (1) 海岸漂着物等の回収・処理対策の重点区域

本県の総海岸延長は約651kmに及び、流木等の自然物や日常生活に伴って生じるごみ等、多種多様な海岸漂着物等が現在も多量に集積している状況にあります。

各地では地域住民や民間団体等のボランティアによる海岸清掃が実施されていますが、海岸漂着物等は継続的に発生し、海岸の景観や自然環境等に影響を与えています。

これらの状況に対して、県は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理対策の必要性が高い区域を重点区域として設定し、優先的に海岸漂着物等の処理を行います。

#### ① 回収・処理に係る重点区域の設定基準

海岸漂着物等の回収・処理対策を重点的に推進する区域の設定にあたり、本県の海岸漂着物等の状況、景観、生物の生息状況等の自然的特性、海岸の利用状況等の社会的特性等を踏まえ、以下の評価項目を設定しました。

評価項目1	
社会的特性	・海岸利用等の状況を勘案し、海水浴場に指定されている海岸

評価項目2	
自然的特性	・良好な景観が観光資源となっている海岸

評価項目3	
自然的特性	・ウミガメの産卵場所や、優れた自然環境の保全が特に必要と認められる海岸

評価項目4	
海岸漂着物等の量	・海岸漂着物等が大量に漂着し、地域住民等から頻繁に苦情が発生している海岸

評価項目5	
沿岸市町の希望	・上記評価項目以外で、海岸漂着物等の量、自然的特性、社会的特性等から特に市町が必要と認める海岸

## ② 同重点区域の選定

当初、計画を策定する際に①の評価項目に該当する海岸から、沿岸市町や海岸管理者の意見を参考に候補を選定し、海岸管理者や市町、民間団体等が参画する和歌山県海岸漂着物対策推進協議会での協議に附した上で設定しました。また、市町・海岸管理者からの要請に基づき①の評価項目に該当する海岸を追加して重点区域に設定しました。なお、重点区域の範囲は図4-2、表4-1のとおりです。

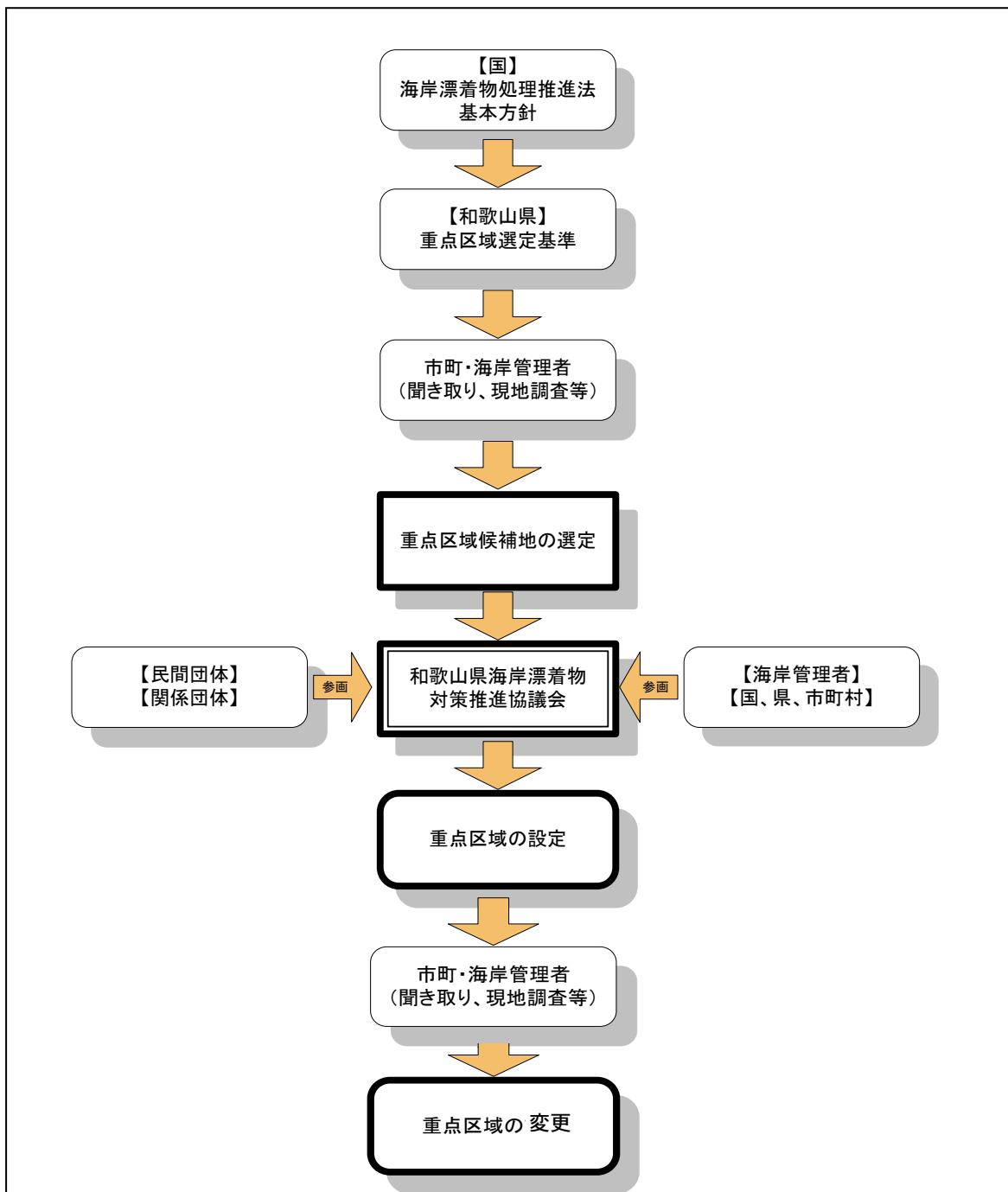


図 4-1 重点区域の設定までのフロー

## 海岸漂着物地域推進計画重点区域設定箇所位置図

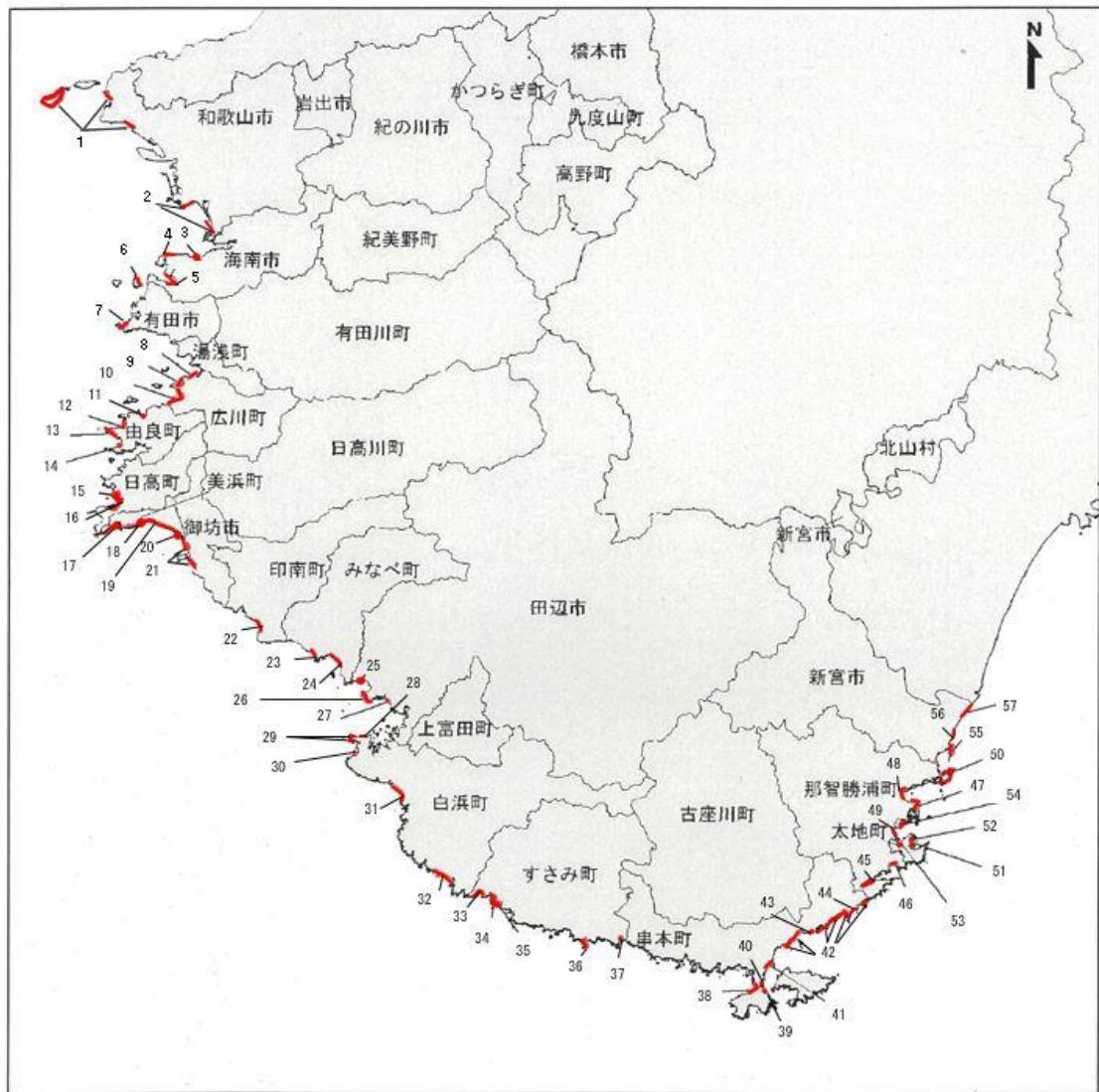


図 4-2 和歌山県における回収処理対策の重点区域

表 4-1 重点区域の海岸名称

市町村名	地図 NO	海岸名称
和歌山市	1	友ヶ島（沖ノ島）、加太海岸、磯ノ浦
	2	和歌山下津港海岸（片男波地区）、（毛見・布引地区）
海南市	3	露の浜海岸
	4	海南市下津町丸田「つり公園下津ビア・ランド」隣接海岸
有田市	5	和歌山下津港海岸（西ノ浦地区）
	6	地ノ島海岸
湯浅町	7	女ノ浦海岸
	—	指定なし
広川町	8	あえの浜～白木海岸
	9	小浦海岸～柄杓井海岸
由良町	10	樺長海岸～鈴子海岸
	11	小引たこの浜海岸
日高町	12	白崎海岸
	13	大引はぶがた海岸
由良町	14	衣奈海岸
	15	比井海岸
日高町	16	産湯海岸
美浜町	17	三尾漁港海岸
	18	本ノ脇漁港海岸
	19	煙樹海岸
美浜町・御坊市	20	日高港海岸
御坊市	21	祓井戸海岸
印南町	22	島田海岸
みなべ町	23	千里海岸
	24	南部海岸
田辺市	25	田辺海岸（芳養地区）
	26	天神崎 元島
	27	扇ヶ浜
白浜町	28	江津良海岸
	29	臨海浦
白浜町	30	白良浜
	31	中大浜
白浜町	32	日置・志原海岸
	33	朝来海岸
すさみ町	34	すさみ海水浴場
	35	大串浜
すさみ町	36	江須崎海岸
	37	里野海水浴場
串本町	38	上浦海岸（植松地区）
	39	出雲海岸（尾之浦地区）
串本町	40	串本漁港海岸
	41	橋杭海岸（くじの川地区）
串本町	42	古座海岸（姫地区、伊串西向地区、津荷地区、田原地区、荒船地区）
	43	古座港海岸
	44	下田原漁港海岸
那智勝浦町	45	浦神港海岸
	46	那智勝浦下里海岸
那智勝浦町	47	那智勝浦海岸（弁天島・大蛇浦遊歩道）
	48	那智勝浦海岸（那智の浜）
那智勝浦町	49	那智勝浦海岸（二河地区）
	50	宇久井半島
太地町	51	向島海岸
	52	畠尻湾（くじら浜海水浴場）
太地町	53	森浦湾
	54	夏山海岸

市町村名	地図 NO	海岸名称
新宮市	55	孔島、鈴島
	56	三輪崎漁港海岸
	57	大浜海岸（王子ヶ浜）

## （2）海岸漂着物等の発生抑制対策の重点区域

海岸漂着物等には、日常生活に伴って生じるごみ等が多く含まれており、これらは山、川、海へと繋がる水の流れを通じて海岸に漂着します。このため、沿岸域のみならず県下全域を海岸漂着物等の発生抑制対策に係る重点区域に設定し、海岸漂着物等になる可能性のあるごみ等の発生抑制対策に県下全域で取り組んでいきます。

## 2. 重点区域における海岸漂着物対策の内容

### （1）海岸漂着物等の回収・処理に関する事項

海岸漂着物等が既に集積し、海岸の良好な環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の処理を速やかに進めることが必要です。

本県では、海岸や河川等において、海岸管理者等や市町村による回収・処理のほか地域住民等のボランティアによる清掃活動が行われてきました。

海岸漂着物対策がより一層効果的に行われていくためには、これまでの取組を継続しつつ、それぞれの主体が相互に情報を共有し、連携・協力することが重要になります。

このため、海岸漂着物等の回収・処理に関して以下に基本的な方針を定めるとともに、各地域においてそれぞれの実情に合わせた体制のもと、回収・処理を進めていきます。

#### ○処理主体・協力等について

- ・海岸管理者等は、管理する海岸が清潔に保たれるように、必要な措置を講じます。その際には、地域の実情や経緯、体制等を踏まえ、関係者間で連携・協力できる体制作りに努めます。
- ・市町は、海岸漂着物等（漂流ごみ等除く）の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力します。
- ・地域住民や地元企業及び民間団体等は、海岸管理者等や市町など関係機関との連携のもとボランティアによる自主的な海岸清掃を行い、海岸の清潔の保持に協力します。
- ・海岸管理者等や市町は、ボランティアで海岸清掃を行う地域住民に対し、海岸清掃に必要な物資の提供や海岸漂着物等に関する情報の提供、各種広報による取組の紹介等を通じ、活動の継続支援に努めます。
- ・漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国及び地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努めます。

#### ○処理の時期等について

- ・海岸漂着物等が集積している量は、大雨や台風などの季節的な要因や、海水浴場等の

海岸利用の状況により、大きく変化することが考えられます。

海岸管理者等は、市町や海岸清掃を行う地域住民、民間団体等と連携し、海岸の自然的要因・社会的要因及び地域の状況等を踏まえた上で、可能な限り処理等の時期について調整等を行い、より効果的な回収・処理を行うよう努めます。

## (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

海岸漂着物等になる可能性があるごみ等が水の流れを通じて海岸に漂着することを踏まえ、県下全域でごみ等の発生抑制対策を推進していきます。

### ○ごみ等の適正処理と減量化の推進

- ・県及び市町村は、3Rの推進による循環型社会形成の推進を通じて、海岸漂着物等になる可能性のあるごみ等の減量を図ります。
- ・また、県及び市町村は、ごみ等の適正処理に関し、県民や事業者に対してごみ等の分別への協力等の普及啓発やごみ等の適正処理に関する指導等を通じて、海岸漂着物等の発生抑制を図ります。

#### (取組の例)

- \* 県民や事業者等への3Rの推進、ごみの適正処理に関する普及啓発・指導
- \* レジ袋等容器包装廃棄物削減に関する取組
- \* リサイクル製品の認定及び普及啓発、利用促進等

### ○ごみ等の不法投棄の防止

- ・県及び市町村は、各種パトロールや不法投棄禁止の看板設置等により、生活系ごみや事業系ごみの不法投棄の抑制、早期発見に努め、海岸漂着物等が発生しにくい環境の創出に努めます。

#### (取組の例)

- \* 海岸管理者、河川管理者等による管理パトロール
- \* 不法投棄防止パトロール
- \* 不法投棄監視カメラの設置
- \* 不法投棄禁止看板の設置

## ○水域等へのごみ等の流出防止

- ・県及び市町村は、灌木等自然系ごみの水域への流出防止を目的に、関係者に対し、土地等の適正管理について指導や協力要請を行います。
- ・県及び市町村は、各々が管理している河川や道路において、地域住民等の協力を得て清掃活動を行い、水域を通じたごみの流出防止に努めます。
- ・海岸漂着物等には漁具等が少なからず含まれるため、県及び市町村は、関係機関と連携し、事業者に対して漁具等の適正管理に関する指導や普及啓発等を行います。

### (取組の例)

- \* 山林管理者等に対する適正管理の指導や協力要請、普及啓発
- \* 河川管理者等による土地の適正管理
- \* 各種愛護団体等による清掃活動の実施

## (3) 普及啓発・環境教育に関する方策

海岸漂着物等の円滑な処理推進及び発生抑制について、県民や事業者が環境保全意識や海岸漂着物等に関する当事者意識を持ち、自主的な取組を促進するよう、県下全域で普及啓発及び環境教育を実施していきます。

## ○普及啓発・環境教育

- ・県及び市町村は、県民の海岸漂着物等に関する問題意識や当事者意識の醸成を目的に、各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、海岸漂着物等に関する理解促進に努めます。
- ・県及び市町村は、海岸漂着物等の発生抑制に資するごみ等の適正処理や3Rの推進について、各種広報媒体を通じ、普及啓発に努めます。
- ・木材、漁業で使用された用具等が海岸漂着物等に含まれる事例もあるため、県及び市町村は、関係機関と連携し、関係事業者に対する普及啓発に努めます。
- ・県及び市町村は、学校における環境教育や地域における環境学習の機会において、海岸漂着物問題を含む環境保全に関する学習を行い、県民の環境保全意識の高揚を図ります。

### (取組の例)

- \* 広報誌、インターネット等の広報媒体を通じた情報発信
- \* 普及啓発を目的としたイベントの実施
- \* 環境問題に関するアドバイザーの派遣による環境講座の実施
- \* 職員等による出前講座の実施
- \* 教育機関等と連携した環境教育の推進

## 第5．関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の効果的な推進のため、国、県、海岸管理者、市町村等の関係行政機関のみならず、地域住民や民間団体等、多様な主体がそれぞれの立場を踏まえ、相互に連携、協働していくことが重要になります。

### 1. 海岸漂着物対策に関する関係者の役割

#### (1) 海岸管理者等の役割

- 管理する海岸の土地に海岸漂着物等（漂流ごみ等除く。以下（1）において同じ。）が集積している場合は、海岸が良好に保全されるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。
- 市町等と協力し、地域の実情やこれまでの経緯を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して、地域住民や民間団体等を含めた地域の関係者間での協力体制の構築に努めます。

#### (2) 国の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念に則り、総合的な施策を策定し、実施します。また、海岸漂着物等の発生抑制のための調査を定期的に行うよう努めます。
- 環境教育の推進、広報活動を通じての普及啓発を図るよう努めます。
- 海岸漂着物対策の実施にあたっては、外交上の適切な対応に努めます。
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。

#### (3) 県の役割

- 国の基本方針に基づき地域計画を策定し、進行管理を行うとともに、海岸漂着物対策における関係者の連絡調整等を図るため、和歌山県海岸漂着物対策推進協議会の運営を行います。
- 効果的な海岸漂着物対策の推進の一環として、海岸漂着物対策に関する他府県の先進的な取組等、海岸漂着物対策に有益な情報の収集に努め、県民や関係者に対し広く周知に努めます。
- 市町村と連携し、広報誌やインターネットといった広報媒体等を活用し、3Rの推進やごみ等の適正処理、海岸漂着物問題についての普及啓発や環境教育の推進に努めます。
- 海岸管理者や市町村等の意見を集約し、国に対し、海岸漂着物対策を推進するために十分な財政上の措置や制度面での支援が行われるよう働きかけます。

#### (4) 市町村の役割

- 海岸漂着物等（漂流ごみ等除く。以下この項目において同じ。）の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力します。海岸漂着物等により支障が生じている場合は、

当該海岸管理者等に対し、処理を行うよう要請します。

- 県と連携し、地域住民に対し、3Rの推進やごみ等の適正処理の指導等を通じて、海岸漂着物等となる可能性のあるごみ等の発生抑制に努めるとともに、海岸漂着物問題についての普及啓発や環境教育の推進に努めます。これらの海岸漂着物等の発生抑制対策や普及啓発は、海岸漂着物等が海岸及びその近辺のみならず、河川の流域や陸域のごみ等からも由来するものであることを踏まえ、県下全域の市町村において実施に努めます。

#### (5) 地域住民

- 海岸清掃への参加や実施に努めます。また、県や市町村等が行う3Rの推進やごみの適正処理に関する施策等に参加協力し、日常生活に伴い生じるごみ等の減量化や再利用を通じて、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。
- 国、県、市町村等が実施する海岸漂着物問題等の普及啓発や環境教育に参加し、一人ひとりが海岸漂着物問題に対する当事者意識を持って理解を深めるよう努めます。

#### (6) 民間団体等

- 海岸管理者や市町村等と連携して、海岸での清掃活動に努めるほか、県や市町村等が実施する発生抑制対策・普及啓発・環境教育の取組にも積極的に参画・協力し、海岸漂着物対策の推進に協力します。

#### (7) 事業者

- 事業活動に伴って生じるごみ等の適正処理や減量、占有等する土地や用具等の適正管理により、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。
- 国・県・市町村が行う普及啓発活動や海岸清掃活動等に参画し、海岸漂着物対策の推進に協力します。

### 2. 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

海岸漂着物等は山、川、海へと繋がる水の流れを通じて海岸に漂着するものであり、その対策推進にあたっては、行政機関だけの対応では限界があり、県民等の協力が必要不可欠です。海岸漂着物対策が大きな成果を得るためにには、国、県、市町村、海岸管理者等といった行政機関のほか、地域住民や民間団体等の多様な主体がそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、相互に情報を共有しつつ、連携・協力することが必要です。

特に本県においては、地域住民や民間団体等の自主的な海岸清掃が活発に行われており、海岸漂着物対策の推進を図るうえで重要な役割を果たしています。このため、国、県、市町村及び海岸管理者等は、地域住民や民間団体等との緊密な連携の確保に努め、地域住民や民間団体等の活動の充実に向け、海岸漂着物問題に関する普及啓発、ボランティアに関する情報の提供等を通じて、その活動の支援に努めます。

また、和歌山県海岸漂着物対策推進協議会にて、関係者間で海岸漂着物等に関する意見や情報の交換を行い、効果的な海岸漂着物対策の推進について検討を進めていきます。

## 第6. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

### 1. モニタリング等の実施

県は、海岸漂着物対策の推進状況の把握を目的に、海岸漂着物等の回収・処理の実績や取組について情報収集・分析等を行い、今後の施策に活用します。

### 2. 災害等の緊急時における対応

台風等による水害や、地震による津波等といった災害等に起因し大量の海岸漂着物等が発生した場合や、危険物が漂着した場合は、国、県、市町村、海岸管理者等が緊密に連携し、被害拡大の防止や処理等に対応します。

#### (1) 大量の海岸漂着物等漂着時における連絡体制等

海岸管理者等、県及び市町は、災害に起因し大量の海岸漂着物等が発生した場合は、速やかに情報収集に努め、関係機関への情報提供や県民への周知を図ります。

#### (2) 海岸漂着物等の処理対策

災害等により大量に発生した海岸漂着物等の処理については、海岸管理者等や市町が相互に連携しながら、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」や「災害等廃棄物処理事業費補助金」といった国の補助制度を活用し、発生箇所に応じて海岸管理者（県、市町）又は市町が海岸漂着物等の処理を行います。

#### (3) 県民・民間団体等への協力要請

海岸管理者等は、大量の海岸漂着物等の処理を行うために地域住民や民間団体等の協力・支援を求める必要があるときは、県や市町村、民間団体等に対し、協力要請を行います。県及び市町村は、海岸管理者からの要請に基づき、地域住民・民間団体等への海岸清掃への呼びかけ等に協力します。

#### 〈参考事例〉

災害により大量に発生した海岸漂着物等の処理事例として、「平成23年台風第12号により発生した流木等の無償提供について」を巻末に掲載しています。（巻末資料①）

### 3. 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

海岸漂着物対策を推進するためには、地域住民、民間団体等の積極的な参画が必要となるため、広報誌やホームページの等様々な広報媒体を通じて、広く県民や民間団体等に海岸漂着物等に関する情報提供を行います。

#### **4. 地域計画の変更**

県は、国の基本方針の変更、海岸や地域の状況の変化、計画の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認められる場合は、地域計画の変更を行います。